

中世中期における「見懲らし」について

On the Functioning of 'Exemplary Chastisement' in Mid-Medieval Japan

下 沢 敦

Atsushi SHIMOZAWA

要約

南北朝内乱期以後の中世中期には、前代末期以来の〈為向後傍輩〉または〈為傍輩向後〉と定型的に表現される見懲らし文言は、急速に訴状その他の書面から姿を消して行くが、室町時代に入っても、完全に跡を絶つには至らなかった。見懲らし文言の訴状記載の激減の原因には、①鎌倉末期以来の見懲らし文言の訴状記載による見懲らし効果の減退、②訴状の請求内容の著しい現実主義化、③中世中期以降の悪党所見の激減との相関、④傍輩の信頼性の一段の低下などが考えられ、これらが複合的に作用したと推測される。また、⑤見懲らし文言の訴状記載の必要性の欠如も考えられ、一般予防目的を明示する見懲らし文言の機能は、訴状その他の書面の上には活用を失い、中世中期には、専ら検断権者による罪科の一般予防目的の公示及び検断権発動の根拠付けの目的で、検断権者によって言明される言語表現形式としての役割を果たすのみになって行ったと思われる。

キーワード：見懲らし文言

目次

- I 始めに
- II 南北朝期以後の訴状面上における「為向後傍輩」・「為傍輩向後」の所見
- III 「為向後傍輩」・「為傍輩向後」が訴状面上に現れなくなる理由
- IV 「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と訴状に書き表す必要性の欠如
- V 終わりに

I 始めに

拙稿「鎌倉末期以降における「傍輩」の見懲らしについて」⁽¹⁾では、中世前期（大体鎌倉時代末期までを中世前期とするが、建武政権期を含めてもよい）の末期に作成され、今日にまで相当数が残された訴状その他の文書の上に頻々と現れる「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と定型化された表現形式に着目し、訴状その他の書面の上では、この定型的表現形式が鎌倉末期を通じて存続し、中世中期（大体南北朝内乱期以後応仁の乱勃発の頃までの室町時代前期及び中期を中世中期とする）以後も、南北朝内乱期を生き延び、十五世紀中葉の室町時代中期に至ってもなお、定型を保持したまま記録資料の上に記されていた事実を指摘した。しかし、中世前期の末期に「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と定型化された表現形式を訴状その他の文書の上に記載する用例が広く一般に普及し、それが恒例化していたからとて、中世中期以後においても、旧態依然たる用法が前代までと同じまま変化を受けずに、永く踏襲されて行った訳ではなかった。

中世前期の末期までの文書資料を見ると、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と定型化された表現形式は、専ら訴状その他の書面の上に現れ、そこでは、何らかの悪行を働いた悪行人または悪党人へのしかるべき罪科を請求する罪科請求文言と組み合わせて、それと対を成す形で記載される事例が相当数見られたが、それに対して、中世中期に入ると、一転して訴状などの書面上の記載頻度を急速に減少させて行き、室町時代に至ると、文書資料の上には、絶無とは行かないが、殆ど全く現れなくなり、その間に顕著な量的な変化が認められる。しかし、拙稿でも言及したように、室町時代中期にもなお、この「為向後傍輩」または「為傍輩向後」が言語表現として依然定型を保持していたのは、当時の記録資料に徴して疑いない。すると、定型的な言語表現形式としての「為向後傍輩」または「為傍輩向後」は、中世中期には、如何なる存在形態を取ったと考えればよいのか。小稿は、この言語表現形式の中世中期におけるあり方を考察しようとするものである。

II 南北朝期以後の訴状面上における「為向後傍輩」・「為傍輩向後」の所見

前掲拙稿で確認した⁽²⁾ように、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と定型化された言語表現形式は、鎌倉時代末期には、悪行人または悪党人が働いた何らかの悪行の刑事的処分につき、当の悪行人または悪党人にしかるべき罪科を科して処罰するよう求める罪科請求文言と組み合わせて、それと対を成す形で訴状その他の文書の上に記載されるのが普通であり、当の悪行人または悪党人にしかるべき罪科を科することで向後の傍輩または傍輩の向後を見懲らすように要請する用法が確立されていたと考えられる。そこで、小稿では、この定型化された言語表現形式を以後「見懲らし文言」と仮称することにする。

ところが、その後中世中期に入ると、この見懲らし文言の使用頻度の上には、無視できない変化が現れる。端的に言えば、訴状その他の文書の上に見懲らし文言が記載される割合が急速に著しく減少して行くのである。しかも、南北朝内乱期の約六十年間を通じて、見懲らし文言の書面上の記載頻度は、時を追ってますます減少して行く傾向を示す。

室町幕府の将軍の代と重ねて言えば、初代足利尊氏及び二代足利義詮までの南北朝内乱の前半期に当たる約三十年間には、記載頻度は大幅に減少したものの、前代末期以来の見懲らし文言の用法が存続していた。管見に入った限りで、見懲らし文言が旧来の用法で書面上に記載されている事例を概ね年代順に列举すると、以下の如くなる。なお、小稿では、主に北朝の年号を用いたが、それは、小稿に引用する南北朝内乱期の当時の訴状その他の文書資料の上では、専ら北朝の年号が使用されていたからに他ならない。

先ず、暦応三年（一三四〇）四月十八日付けの東大寺衆徒による群議の事書では、事書の作成主体の東大寺衆徒は、寺領の伊賀国の阿波・広瀬・別符などの諸庄を押領した前守護仁木太郎入道義覚並びに当国名誉の大悪党の張本高畠（服部）右衛門太郎入道持法、村木彦太郎以下の交名人を糾弾しているが、その中では、持法以下の交名人を、「為向後傍輩」に、「所当之重科」に処するよう請求する形で見懲らし文言が使われている。⁽³⁾

端書によれば、暦応四年（一三四一）十月七日付けの山門楞嚴院般若谷の住侶範恵の重陳状では、重陳状の作成主体の範恵は、訴訟の敵人清兼の「謀書造沙汰」以下の罪状について、重科を遁れ難い以上は、「為向後傍輩」に、「欲被追出御領内矣」と主張して、清兼を領内からの追放の刑に処することを要求する形で見懲らし文言を使っている。⁽⁴⁾

暦応五年（康永元年。一三四二）四月の深堀三郎五郎時広の言上状では、深堀五郎次郎時元等に与力して時広の所領である肥前国の平山沢浦に押し寄せ、放火・苜麦・刃傷・狼藉等の重科を働いた与力人の伊佐早四郎、河原源六、櫛平次入道以下の輩を、「為向後傍輩」に、定法に任せて重科に行うことを求める形で見懲らし文言が使われている。⁽⁵⁾

康永二年（一三四三）二月の近衛殿の御領である美濃国の仲村庄の下方の雑掌尊舜の言上状では、当所の地頭大友式部丞の代官高山三郎、野田兵衛入道等が法妙・刀善の兩名の

年貢その他の物を抑留・対捍し、更に新田などを押領した罪状によって、「為向後傍輩」に、地頭を「所当罪科」に行くことを請求する形で見懲らし文言が使われている。⁽⁶⁾

同年九月の東大寺領である播磨国の大部庄の雑掌近房の言上状では、書面の作成主体の近房は、守護使河崎次郎、中寺左衛門次郎以下の輩が多数の人勢を率いて同庄に乱入し、度々非抛の譴責に及んだ罪状を糾弾しているが、そこでは、「為向後傍輩」に、守護に懸けて交名人等を罪科に処することを請求する形で見懲らし文言が使われている。⁽⁷⁾

同年十月三日付けの年預五師頼昭の書状も、同じく大部庄への乱入譴責事件に言及し、「為向後傍輩」に、早く交名の輩を罪科に処するよう別当宮庁から武家に仰せ遣わすように計らうべき旨述べて、些か間接的な形ではあるが、見懲らし文言を使っている。⁽⁸⁾

観応三年（文和元年。一三五二）七月の法金剛院領である摂津国の土室庄の雑掌盛円の言上状では、書面の作成主体の盛円は、当庄の地頭氷室七郎次郎貞家、同舎弟三郎以下の輩が兵糧料所と号し、守護方から預かり置いたと称して、年貢以下の済物を押し取るなどの濫妨狼藉を働いた廉で、彼等を訴えているが、そこでは、「為向後傍輩」に、不日にその身を「所当重科」に処することを請求する形で見懲らし文言が使われている。⁽⁹⁾

端裏書によれば、同年九月十八日付けで到来した東寺の雑掌光信の言上状では、書面の作成主体の光信は、船越参河房良盛、源次入道以下の輩が武威に募り、山城国の拝師庄の所務を非分に濫妨した所業を訴えているが、この言上状の中では、「為向後傍輩」に、交名人等を重科に処することを請求する形で見懲らし文言が使われている。⁽¹⁰⁾

文和四年（一三五五）六月の紀幸女代讃岐女の重申状の冒頭の事書では、論人及び謀書の執筆者祐賢について、「為向後傍輩」に、「所当□□」に召し行われるよう求める旨記載されているが、この「所当□□」の空所の中に「罪科」または「重科」などの論人等の処罰に関わる語が入ることは、推測に難くないので、罪科請求文言を伴って書面の上に記載されている「為向後傍輩」は、見懲らし文言と考えて差し支えないと思われる。⁽¹¹⁾

文和五年（延文元年。一三五六）四月の近江国の大浦庄の雑掌某の言上状では、書面の作成主体の雑掌某は、菅浦の土民成願以下の違勅狼藉人等の濫妨狼藉について、「為向後傍輩之」に、誠め沙汰あるべきことを見懲らし文言を使って要求している。⁽¹²⁾

延文二年（一三五七）九月の梶井宮門跡領の近江国の菅浦庄の雑掌友安の言上状では、書面の作成主体の友安は、守護方が兵糧とか半済などと称して当浦に乱入して百姓等の住屋の竹木を伐り取り、浦船を押し取るなどの濫妨狼藉を働いたと主張して守護方を訴えているが、そこでは、訴人友安は、速やかに件の濫妨を退けるよう求めると共に、交名人には、「為向後傍輩」に、「炳誠」を加えるよう見懲らし文言を使って求めている。⁽¹³⁾

延文四年（一三五九）五月十四日付けの沙弥法阿の請文では、書面の作成主体の法阿は、若鶴女と称して太良庄の真村半名について「造沙汰」をしている者を召し出し、「為向後憚輩」に、「所当之罪科」に行くよう請求しているが、「憚輩」は、恐らく「傍輩」の

誤記と考えられるから、これもやはり見懲らし文言の使用例の一つと見てよかろう。⁽¹⁴⁾

同年十二月の功德院住持の比丘尼慈妙の言上状では、書面の作成主体の慈妙は、山城国の上野庄の下司の悪党兵庫入道、大蔵入道、良阿弥以下の輩が功德院が百姓藤三郎に預けておいた寺用米・大豆以下を盗み、押し取った所業を非難し、定法により、「為向後傍輩」に、彼等の身を「所当罪科」に行うよう請求している。⁽¹⁵⁾『大日本史料』の編者は、この「仿」の字の右横に「妨」の字を付記しているが、私見では、ここには「傍」の字が入ると考えられるから、これも見懲らし文言の使用例の一つと見做し得ると思われる。

貞治二年（一三六三）五月の若州（若狭国）の太良庄の預所職に関する御々女の重申状では、同庄の預所職を奪い取るために悪党の夜討に与同したとの所見のある快俊を、「為向後傍輩」に、「悪党与同重科」に処するよう見懲らし文言を使って求めている。⁽¹⁶⁾

貞治三年（一三六四）正月十七日の権律師定伊の書状には、東寺の鎮守に参詣した佐々木氏が宝前に奉納した捧物の銀剣を御師と自称して抑留した清我の抑留の罪科について、「為向後傍輩」に、「可被□遏候哉」と書かれているが、「□」は、「禁」などの字と考えられるから、これもやはり見懲らし文言の使用例の一つと見做し得るであろう。⁽¹⁷⁾

中には些か疑わしい例もあるが、以上列举した諸例から、南北朝内乱の前半期には、見懲らし文言の書面上での記載は、絶無となるには至らなかったことが裏付けられる。

ところが、南北朝内乱の後半期（室町時代前期）の約三十年間の室町幕府三代将軍足利義満の時代に至ると、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と定型的に表現される見懲らし文言の使用頻度は、更に一段と低下して極度に間遠になり、書面の上には殆ど全く現れなくなる。管見に入った限りでは、南北朝内乱の後半期の義満時代に見懲らし文言を使用した訴状の類の文書資料としては、僅かに次の一例を挙げ得るに過ぎない。この文書資料は、二所大神宮の朝夕御饌料所である二見御厨の御塩所司及び神人等が二所大神宮司庁に対して同御厨への諸方の軍勢や甲乙人による違乱妨を停止する旨の庁宣の発給を請求した言上状であるが、文中二年（一三七三。北朝の年号では、応安六年）と珍しく南朝の年号を使用してあり、特筆に値すると思われるので、次に全文を掲出する。⁽¹⁸⁾

二所太神宮朝夕御饌料所二見御厨御塩所司神人等謹言上、

欲早被下嚴密法庁宣、為諸方軍勢并甲乙人等、被停止寄事於左右、和讒凶害付沙汰并押買狼藉子細事

副進 前々庁宣

右当御厨者、依為嚴重異于他御饌料所、前々被下嚴密庁宣之間、神人等成安堵之思処、近年甲乙輩等、或募權門施私威、致付沙汰、或任雅意巧押買狼藉、動及御厨内違乱之間、所令言上也、然早被下嚴密庁宣、被懲向後傍輩、為被静謐御厨内、一同言上如件、

文中二年八月 日

この言上状で使われている見懲らし文言は、「被懲向後傍輩」となっていて、「向後傍

輩」を「懲」らす旨を明記しており、見懲らし文言の使用目的を鮮明に表示している。

文書資料の散逸や筆者の見落としなども勿論多々あるが、以上のように、今日まで残存する南北朝内乱期の乏しい実例を見ると、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と定型的に表現される見懲らし文言は、中世中期以後には、訴状その他の書面上での記載頻度を急速に減少させて行ったことが明らかになり、殊に南北朝内乱の後半期以降、見懲らし文言の書面上の記載事例が殆ど全く見出されなくなり、室町時代に入る頃までには、見懲らし文言の書面記載の事例は、ほぼ完全に消失するに至ったと一応言えそうである。

しかし、それでも、遂に完全に跡を絶つまでには至らず、室町時代以後もなお、見懲らし文言が訴状などの書面上に依然定型を保持したまま記載される例がごく稀には存在した。前掲拙稿の末尾の箇所には、室町時代当時の文書資料ではないが、室町時代中期の記録資料の例を一点だけ掲げておいた。⁽¹⁹⁾ 見懲らし文言を書面上に記載してある室町時代当時のごく僅かな事例を挙げると、例えば、応永十五年（一四〇八）十二月の勝尾寺の寺僧の言上状の例があるが、希少価値のある資料なので、次にその全文を掲出する。⁽²⁰⁾

勝尾寺々僧等言上、

摂津国高山庄地頭職事

右当庄者、依大御所寄附支證明鏡、被成下御教書、守護御方嚴密御遵行之間、如御立願、御祈禱致精誠之處、浄土寺殿雑掌、以奉行布施入道、守護殿御方問状奉書不付申、彼御方不仰御遵行、直打入地下、年貢呵責条、言語道断、未尽之所行也、不思議之至也、彼乱入之代官者、隣庄止々呂岐上庄公文金屋云々、得浄土寺殿方語、不憚申守護御方時義、或又以問状御教書号安堵、無故致乱妨之条、為向後傍輩、可有御罪科者哉、於公方者、寺家属本奉行可申披者也、仍言上如件、

応永十五年十二月 日

この言上状の作成主体の勝尾寺の寺僧等は、浄土寺殿の雑掌が寺領の摂津国の高山庄の隣の止々呂岐上庄の公文金屋を代官として同庄の現地に打ち入らせ、年貢を呵責したことなどを糾弾して、末尾の箇所で「為向後傍輩、可有御罪科者哉」と主張しているが、これは、室町時代以後に見懲らし文言を訴状の上に記載していた正に希有の実例である。

また、応永二十二年（一四一五）六月の醍醐寺理性院の一流の門徒等による重申状も、室町時代以後に見懲らし文言を訴状の上に記載していた非常に珍しい希有の実例の一つとして、希少価値に富んでいる資料と思われるので、以下にその全文を掲出する。⁽²¹⁾

醍醐寺理性院一流門徒等重謹言上、

欲光覚僧正不儀条々之上、彼謀作院宣事、依北野社家訴訟令露頭、及公方御沙汰上者、被停止当寺尊師門徒被処罪科様、預申御沙汰間事、

右、彼光覚僧正不儀之条々、先立録書状、謹言上畢、所詮、彼不儀雖多之、肝要者、一流累代之秘密本尊密令沽却俗家、祖師伝来之聖教・道具悉令散失諸方、并院領之本文書等永

代令沽却之間、院家之牢籠、一流之苓落、門徒之愁鬱何事如之哉、加之、当御代之最初、太元御本尊・道具等破損之間、可令修復由以故勢州禪門申入之処、即被出拔群要脚畢、雖然、纔御本尊御裏如形加修復、其余天蓋・幡已下御道具不及修復、皆以令己用、結句悉終功之由令註進畢、猛惡不当之造意、且可有御遺迹哉、依之、年始吉祥御修法之道具以外綾遲、為法為朝歎存者也、次謀作院宣事、近日令露頭、自北野社家依訴申、及再往之御沙汰、可有勅勘之由令治定、被相尋之処、罪科依難遁、称遂電令蟄居歟、先代未聞之悪行、言語道断之行跡也、奉対于公方、猶現如此条々之猛惡、其余不儀併仰上察者也、依之、他寺他門之輩者、謗而反唇、一流一門之族者、歎而嘖眉、匪啻門流之珪瑾、且為一寺之恥辱歟、此等子細、先立条々依申入、彼聖教等為公方雖被点置、未被返入本寺之間、門徒之周章此事也、所詮、以此次被返入本院家之様、有申御沙汰者所畏存也、於其身者被停止当寺尊師之門徒、堅被处于罪科者、且為向後傍輩之炳誠、且散門徒数人之鬱念者歟、然者、弥全数代伝来之一流、殊抽一天安寧之懇祈矣、已前条々、若構虚言偽申者、日本国中大小神祇、殊当寺鎮守清滝権現・天満天神部類眷属等御罰面々可蒙者、仍門徒等一同重言上如件、

応永廿二年六月 日

大 法 師豪盛（花押）
 賢信（花押）
 権 少 僧 都重賢（花押）
 宗珍（花押）
 宗覚（花押）
 権 大 僧 都房助（花押）
 憲増（花押）
 法印権大僧都寂賢（花押）
 弘甚（花押）

長文なので、拙い現代語訳を付するのは省略するが、「為向後傍輩之炳誠」という極めて明確な意味を持つ見懲らし文言が本文中に使用されている点に留意すべきであろう。

Ⅲ 「為向後傍輩」・「為傍輩向後」が訴状面上に現れなくなる理由

次に、中世中期に入り、十四世紀後半の南北朝内乱の後半期に至ると、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と定型的に表現される見懲らし文言が訴状その他の書面の上に書き記される事例が極端に減少する理由について、少しばかり考えて見ることとしたい。

第一に思い浮かぶのは、前掲拙稿でも言及したが、既に鎌倉時代末期において、訴状の上への見懲らし文言の記載が発揮し得る一般予防的な見懲らしの実際上の効果が甚だ乏しくなっていたという事実であろう。⁽²²⁾ 尤も、前節で事例を眺めた通り、記載事例がごく少

数に激減していたものの、少なくとも南北朝内乱の前半期には、見懲らし文言が訴状などの書面の上に現れて来る場合が稀には存したのは疑いないから、南北朝内乱の後半期以降見懲らし文言の書面への記載が殆ど廃絶状態に立ち至ったことは、既に鎌倉時代末期に露呈されていた見懲らし文言の記載が持ち得る一般予防的効果の限界面と直結していたとは断定し難い。しかし、訴状の上への見懲らし文言の記載による一般予防的効果の減少傾向が前代末期に全面的に展開していたのを承けて、南北朝内乱期を通じて、単に訴状に見懲らし文言を記載するだけでは、一般予防的な見懲らしの効果の発揮を期し難いことがますます広く当時の一般の社会の人々の間に周知されて行ったのは、間違いなからう。

もう少し実際的で説得力のありそうな別の理由付けとしては、中世中期当時の訴状が帯びていた基本的な性格から推測される理由付けを考えられる。南北朝内乱期当時、実際に盛んに作成され、今日まで残された多数の訴状は、どのような基本的性格を帯びていたのか。当時作成された訴状の一例としては、例えば、観応元年（一三五〇）七月の東寺領の播磨国の矢野庄の学衆方雑掌光信の言上状を挙げられる。⁽²³⁾ なお、この言上状の作成主体の雑掌光信なる人物は、恐らく前節で既出の人物⁽²⁴⁾と同一人と思われる。

東寺領播磨国矢野庄学衆方雑掌光信謹言上、

欲早被進御挙状於武家、被与奪寺家奉行飯尾新左衛門尉頼国、被経急速御沙汰、被成下御奉書、仰守護人、被停止当時濫妨、全所務専寺用、致御祈祷精誠、真殿兵衛次郎守高以下輩、得民部卿大僧都房深源語、以守護被官權威、去月廿七日、乱入庄家、濫妨所務罪科不軽間事、

副進

一通 当御代安堵院宣案、

一通 御奉書案、頼国本奉行所見、

右当庄領家職者、為後宇多院御施入之地、当寺供僧学衆当知行無依違者也、而深源大僧都房令競望所務職、於公家致掠訴之間、番訴陳之上者、尤可相待上裁之処、差違而相語守護被官仁守高以下輩、去月廿七日、差遣大勢於当庄、令濫妨地下之条、希代之珍事也、所詮被成下嚴蜜御奉書、且仰守護人、被鎮当時濫妨、且被召上彼守高、為被処所当罪科、粗言上如件、

観応元年七月日

また、この言上状の作成主体の光信と恐らく同一人と思われる東寺雑掌光信の手になる延文元年四月の言上状も、同時期に作成された訴状の典型的な例の一つであろう。⁽²⁵⁾

東寺雑掌光信重言上、

欲早被経急速御沙汰、任度々御教書御奉書等旨、重仰御使被成下御奉書、被退飽間斎藤九郎左衛門尉非分濫妨、被打渡下地於雑掌、全一円知行、弥致御祈祷忠、播磨国矢野庄例名内重藤十六名并公文職等間事、

副進

- 一通 後宇多院震筆御起請符案
- 一通 同院庁御下文案 文保元年十月日、
預所下司公文職以下諸所職、限未來際為供僧学衆沙汰、不可有相違由事、
- 一通 関東御施行案
- 一通 御判御教書案 観応三年九月十五日、
- 一通 御奉書案 同三年七月四日、
- 一通 打渡状案
- 一通 重御奉書案 文和四年十月十三日、

右当庄者、為嚴重御願寺領、当知行已以経四十余廻之条、御起請符、庁御下文、関東御施行状炳焉也、爰飽間九郎左衛門尉、去観応二年以来非分濫妨間、就訴申之、依被成下度々御教書、守護人雖致遵行沙汰、彼飽間九郎左衛門尉、立還于御使遵行之跡、重押妨之間、長日重色忽及失墜、累代御願空令相違之条、寺家愁吟何事如之、仍去年十月重雖被成御奉書、尚以不叙用之条、希代珍事也、所詮被経急速御沙汰、任以前度々御教書、重仰守護人、被成下御奉書、被退彼濫妨人、且被行其身於所当罪科、且被打渡下地於雜掌、如元致知行、全長日仏聖祈足、弥欲抽御祈祷之精誠矣、仍恐々重言上如件、

延文元年四月日

類例を挙げて行くと、枚挙に遑がなくなるので、小稿では、播磨国の矢野庄以外の他の例は省略するが、ここに掲出したような南北朝内乱期に作成された訴状の数々を見ると、悪行人や悪党人による濫妨や狼藉が荘園の現地で現実に発生して来た場合、濫妨狼藉などの悪行を働いて現実に荘園の現地の秩序を攪乱している悪行人や悪党人を室町幕府一守護側の発動する実力行使により直ちに現地から追い退け、現地に発生している秩序攪乱状態を鎮静させることによって、攪乱された荘園の現地の秩序を速やかに原状に復すると共に、阻害された所務を早急に雑掌などの事務管理者に引き渡して荘園の事務処理を復旧し、こうして荘園の現地の秩序を取り急ぎ回復することが、最優先で実現を図るべき事項と考えられたことがよく分る。その際、室町幕府一守護側の発動する実力行使の担い手が室町幕府一守護側が悪行人や悪党人による濫妨狼藉の発生した荘園の現地に至急派遣する使節遵行の両使であった。前節所引の見懲らし文言付きの訴状の中には、「急速被退彼濫妨人」⁽²⁶⁾とか、「仰御使被退彼等非分濫妨全所務」⁽²⁷⁾とか、「不日被退彼濫妨」⁽²⁸⁾などと要求するものが含まれているが、当時の訴状にこうした請求事項が書き込まれる例が少なくなかったことも、この推測を裏付けるに足るであろう。また、次に掲出する正平六年（観応二年。一三五―）十一月十九日付けの藤原直重の請文案も、室町幕府一守護側が行った使節遵行の実際を伺う上で参考になる所が些かあるかと思われる。⁽²⁹⁾

東寺雑掌申、以山城国久世庄地頭職東久世庄公文左衛門四郎、大藪庄公文右衛門尉等、今月廿二日夜、打入当庄公文七郎仲貞住宅、致濫妨狼藉由事、可退彼濫妨人等之由就被仰出

候、同廿八日、関部但馬孫二郎左衛門尉、相共莅彼所、欲退濫妨人等候之処、彼悪党人等構公文仲貞住宅於城郭率大勢、如令申者、非吉野御使者不可叙用之由令返退、欲及合戦之間、不及退之候、此条若偽申者、仏神御罰可罷蒙候、以此旨可有御披露候哉、恐惶謹言、

正平六年十一月十九日

藤原直重^{請文}

在裏判

書面によると、作成主体の藤原直重は、今月二十二日夜山城国の久世庄の公文七郎仲貞の住宅に夜討をかけて打ち入った東久世庄の公文左衛門四郎、大藪庄の公文右衛門尉等の悪党人を追い退けるよう命じられ、二十八日、室町幕府一守護側の両使として、関部但馬孫二郎左衛門尉と共に濫妨の発生した現地に臨み、濫妨人等を追い退けようとしたが、悪党人等は、公文七郎仲貞の住宅に城郭を構えて、大勢を率いており、「吉野の御使でなければ命令には従わない」と言い返して取り合わず、合戦に及ぼうと氣勢を上げるので、結局悪党人を追い退けるのは無理だったと述べている。なお、この請文案が正平という南朝の年号を用いているのは、この頃足利尊氏が一時的に南朝側に帰順したからであろう。

以上垣間見たように、南北朝内乱期に作成された訴状の多くは、荘園の現地において、濫妨や狼藉などの悪行や悪党の行動によって現実に発生している現地の不法占拠状態及び秩序攪乱状態に対して、使節遵行と称して室町幕府一守護側から現地に派遣される使節の実力行使を以て直ちに悪行人や悪党人を現地から追い退け、以て現地の秩序壊乱状態を原状に復することを主眼としていたと考えられる。当時の訴状の多くでは、先ず現地で濫妨や狼藉を働いている当の悪行人や悪党人を室町幕府一守護側の派遣する遵行使節の実力行使で速やかに現地から追い退けると同時に、可能ならば、同じく遵行使節の実力行使で当の悪行人や悪党人の身柄を拘束し、しかるべき罪科に処することが訴状の請求事項の筆頭に置かれていたから、「為向後傍輩」とか「為傍輩向後」などと表現される一般予防目的を持つ見懲らし文言を記載することは、その分重要ではなくなって来たと考えられる。この場合、室町幕府一守護側がしかるべき罪科を科して処罰する対象となる存在は、荘園の現地の秩序を攪乱する悪行を働いている当の悪行人や悪党人限りに止まる。即ち、室町幕府一守護側が現実に濫妨狼藉による被害を蒙っている寺社本所などの訴人から提出される訴状に応じて、濫妨狼藉の発生している荘園の現地に使節遵行と称して派遣する武士の実力行使で実現可能な実際の措置と言え、それは、遵行使節の実力行使に基づく現地の原状回復を上限とし、同時に、現地の秩序を攪乱している当の悪行人や悪党人を速やかに拘束し、しかるべき罪科を科して処罰することを上限とせざるを得なかった。従って、室町幕府一守護側が現実の対応策として派遣する遵行使節の実力行使に、その上限を超えた一般予防的効果の実現まで期待するのは、実際には難しいと考えられていたと思われる。当時の訴状の基本的な性格に徹して考える場合、このように理解するのが一番妥当な解釈ではあるまいか。そして、室町幕府一守護側が悪行人や悪党人の引き起こす悪行への実際の

措置に関してそう考えていたとすれば、それは、現実に関後から後から際限もなく発生して来る悪行人や悪党人による濫妨狼藉などの悪行に対する室町幕府一守護権力なりの現実主義的対応策の選択であったと言えるであろう。訴状を作成する主体は、現実に関濫妨狼藉などの悪行による被害を蒙っている寺社本所を始めとする当時の一般の社会の人間であったから、この現実主義的な思考は、単に室町幕府一守護権力の内部に止まらず、広く当時の一般の社会にまで広がっていたと考えられる。当時の一般の社会に広がった現実主義的な思考は、自然訴状の請求内容や訴状の記載の態様にも色濃く反映されざるを得まい。とすれば、中世前期以来一般予防的効果を期待して訴状その他の書面の上に記載されたと考えられる見懲らし文言を訴状の上に使用する頻度は、当然前代末期よりは減少せざるを得なくなり、見懲らし文言の資料上の出現頻度も、当然減少するはずである。尤も、当時悪行として訴えられたのは、必ずしも荘園の秩序を攪乱する濫妨や狼藉などの犯罪的行為には限られず、常に原状回復が可能とは限らなかったから、室町幕府一守護側の講じる対応策は、上述の形態に終始したとは言い切れず、当時作成された訴状の性格も一様ではなかった。当時の多数の訴状は、こうした基本的性格を帯びていたと推測し得るに過ぎない。

こうした事情と共に看過できないのは、やはり前掲拙稿の末尾で言及しておいた所ではあるが、南北朝内乱の後半期以降、悪党の資料上への出現頻度の著しい減少傾向が顕著になるという日本中世史上の常識中の常識に属する事実であろう。⁽³⁰⁾ 今日にまで残された南北朝内乱の後半期以後の資料の上に悪党の語が現れることが滅多になくなって行くのは、全般的な趨勢としては否定し難い傾向であり、同時期以降資料上の悪党の所見が極端に減少して行くのは確かである。当時の資料上の悪党の所見の著しい減少傾向は、同時期以後に殊に顕著になった見懲らし文言の訴状の上での記載頻度の著しい減少傾向と密接不可分に結び付いており、明らかに相関的な関係を有していたと考えることができる。

しかし、中世中期以後の資料の上に悪党の記載が滅多に見られなくなったとは言っても、当時悪党が日本列島の上には最早存在しなくなり、跡を絶った訳ではなかった。周知のように、今谷明氏の研究によって、室町時代の最盛期として知られる足利義満の権力の絶頂期は、義満によって一種の院政が実施されていた時代だったことが明らかにされている。⁽³¹⁾ 六十年近くにも及んだ日本史上未曾有の内乱の時代が漸く終熄するに至り、日本国王義満による〈鹿苑院政〉が華々しく展開され、中世社会の治安が急速に安定を回復していた当時の日本列島の上には、悪党など最早一人たりとも残っていなかったと錯覚される程であるが、その日本国王義満の治下においてすら、中世社会の隅々で、多数の悪党が盛んに蠢動を繰り返し、なおも暴虐を擅にしていたことは、次に掲げる悪党所見の諸資料に照らして見れば、紛れもなく歴史上の事実だったと言い得るのである。

例えば、南北両朝の合一から間もなかった応永元年（一三九四）八月二十七日の高野山の学侶の集会の評定を記録した事書には、「諸庄悪党等」との記載が見えている。⁽³²⁾

応永五年（一三九八）九月の蔵人所の供御人等の一同の言上状には、磯部政所等の犯した供御人等の追い出しなどの非分の違乱妨について、「相語島悪党等」った上で強行された旨記されているが、交名人等を「違勅悪党之重科」に行うように請求している。⁽³³⁾

十五世紀に入ってから、例えば、応永八年（一四〇一）七月及び十二月に摂津国の勝尾寺の衆徒等により作成された言上状では、大勢を率いて寺領内の殺生伐樹制禁の地に乱入し、山の木を切り取る暴挙に出た同国の宿久庄の庄官等が「悪党人等」とか「張本悪党人等」などと呼ばれており、彼等悪党人等を重科に処するように請求されている。⁽³⁴⁾

「長専五師記写」の応永九年（一四〇二）三月七日の記事には、その夜円順房春英の沙汰で谷坊に夜討をかけたが、その際、多数の「悪党等」が入り込んで、資財を奪い取り、刃傷の沙汰に及んで暴れたので、終いには大門まで焼け落ちたと記録されている。⁽³⁵⁾

応永十二年（一四〇五）六月二十四日付けの管領畠山基国の召符の御教書には、大和国の平野殿庄の下司曾歩曾歩五郎信勝が「悪党大夫次郎」に与同した事実が記載されている⁽³⁶⁾が、畠山基国とおぼしき「沙弥」と名乗る人物は、同年九月にも同趣旨の召符の御教書を出していて、その中でも、同じく「悪党大夫次郎」について言及している。⁽³⁷⁾

義満の国王政治が終焉し、室町幕府四代将軍足利義持治下の室町幕府の最盛期以後においても、悪党は、依然として暗躍を続けていたが、その証拠資料としては、例えば、応永十九年（一四一二）八月の学侶の一揆の事書に、「国中之悪党」の語が見える。⁽³⁸⁾

端裏書に「学侶返牒案文」と表題が付けられている同年八月三日付けの文書には、「万一悪党令乱入者、郷民以下鳴貝鐘、馳向可追放之旨、相触七郷候了」と出ている。⁽³⁹⁾これは、「万一悪党が乱入した場合は、郷民以下の者が法螺貝や鐘を鳴らして、急ぎ馳せ向かって悪党を撃退し、追い払うようにと七郷に触れを廻らした」と現代語訳できる。

「東院毎日雑々記」の応永二十年（一四一三）八月二日の記事には、「於大湯門辺悪党追落在之」と出しており、大湯門の辺りで「悪党追落」があったと記録されている。⁽⁴⁰⁾

また、同記の同年九月十三日の記事には、「内院へ早旦ニ悪党打入テ人ヲ殺害^{云々}、妻敵^{云々}、早鐘ヲ推テ騒動」と出ている。⁽⁴¹⁾「内院へ早朝に悪党が打ち入って人を殺害した由だが、女敵討だったそう。早鐘をついて、大騒ぎになった」と現代語訳できる。

「寺門事条々聞書」の応永二十二年七月の記事には、「一楠木謀反、大都当国悪党同意候由、令風聞之間、為处于罪科、学侶中藤成業十九日釜口下向云々」と出ている⁽⁴²⁾が、「楠木の謀反には、当国の悪党が大略皆同意している由風聞しているので、罪科に処するために、学侶・中藤・成業が十九日に釜口に下向したそう」と現代語訳できる。

以上に列挙した悪党所見の事例は、室町時代の悪党所見の資料の一部に過ぎないが、従来通説的に資料上悪党に関する言及や記録が激減したと言われて来た南北朝内乱の後半期以後も、十五世紀に入って室町時代中期に至るまで、折に触れて悪党が出現し、濫妨狼藉を始めとして、夜討、刃傷、追落、殺害、謀反同意などの種々の悪行を働く事件が頻々と

発生し続けていたことは、こうした諸事例を瞥見しただけでも十分明らかであろう。

以上述べた諸理由に加えて、更にその上、中世中期には、傍輩と呼ばれる存在が信頼するに足る存在ではなくなっていて、このことが見懲らし文言の書面上での記載頻度の減少傾向に拍車を掛けるのに与かって相当力があつたとも考えることも可能ではあろう。

その証拠の一例を挙げれば、「斑鳩嘉元記」には、「貞和三年^{丁亥}十一月廿一日夜、鶴庄乱入之八木^ノ四郎左衛門、於天王寺依好色女人相論事傍輩ニ被打畢、不思議事也」と記され、貞和三年（一三四七）に鶴庄に乱入した八木四郎左衛門が天王寺で「好色女人相論」が原因で傍輩に討たれた事件を記録している。⁽⁴³⁾「傍輩」の語を文字通りに「傍らにいる輩」即ち「仲間」と解すれば、これは、仲間が仲間割れを起こした例と言えよう。この場合の傍輩は、単に傍らにいる輩ではなく、悪党仲間を意味する公算が大きいのが、何れにせよ、仲間が簡単に仲間割れを起こして果たし合うような時代になると、仲間即ち傍輩を見懲らすことに積極的に期待できる役割がその分乏しくなつて来るように思われる。

また、著名な『庭訓往来』の中にも、「大將軍、副將軍の御教書、傍輩軍勢、催促、信用の限りに非ず」という一節が見出される。⁽⁴⁴⁾ここに現れる「軍勢」は、南北朝内乱期には、南北兩朝の両陣営によって盛んに駆り集められていたが、その実体は、多くは急拵えの烏合の衆に他ならず、いざとなれば、敵陣営に寝返りを打つような甚だ信頼性に欠ける寄せ集めの武装集団に過ぎなかった。私見では、この一節では、〈傍輩に軍勢催促を命ずるなどということは、たとえ最高度に権威ある「大將軍、副將軍の御教書」に基づいて厳命しても、「信用の限りに非ず」で、当てにならないことだ〉とする甚だ否定的な観測を述べていると解されるから、『庭訓往来』が成立した中世中期には、およそ傍輩に何か肝心なことを命じたり、重要事の遂行を求めたりすることなどは、「信用の限りに非ず」で、少しも当てにできぬと見做し、傍輩の信頼性を頭から疑ってかかるような傍輩観が成り立つ素地が一般の社会に広がっていたと考えて差し支えないことになろう。

しかし、翻って、前代の段階にまで遡って見ると、その当時の傍輩は、果たして十分信頼に値したと言い切れるのか否か、相当疑問がある。そもそも、前代末期の段階で既に深刻な社会問題と化していた濫妨狼藉などの悪行や悪党の行動への対策に関連して、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」の見懲らしが殊に重視されていたのは、当時から既に広く一般の社会の人々の間で、およそ傍輩などは、元来それ程信頼の置ける存在ではないと認識されていたことが前提を成していたからに相違あるまい。すると、打ち続く戦乱によって人心が荒廢の極に達し、人間不信が著しく昂進した南北朝内乱期を経る内に、傍輩の信頼性が前代末期より一段と低下したのは疑い得ないとしても、傍輩の信頼性の低さということは、何も中世中期の段階に至って初めて顕在化して来た問題状況だった訳ではなかったことになろう。骨肉相食み、叛服常なき未曾有の乱世となった南北朝内乱期を経て、傍輩の獲得し得る信頼の度合いが前代末期より更に一段と低下したという事情は、決して軽

視できまいが、本節で検討している中世中期における見懲らし文言の使用頻度の激減の問題を解き明かすための有力な手掛かりと見做すのは難しいのではないと思われる。

以上、本節では、中世中期に入ると、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と定型的に表現される見懲らし文言が訴状その他の書面の上に殆ど記載されなくなって行く理由と思われるものを幾つか列挙したが、何れの事由も、根拠がやや薄弱で、その事由が一つだけで決定的な要因になったとは考え難い。また、何れの事由も、他の事由から完全に切り離して論じ得る程個別性が強くはないように思えるので、取り敢えずは、本節で考えた様々な諸原因が融合し、複合的に作用して、中世中期における書面上の見懲らし文言の使用頻度の激減という一大変化を生み出す原因を成したと捉えておくこととしたい。

IV 「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と訴状に書き表す必要性の欠如

前節で列挙した諸原因が考えられる他に、見懲らし文言を訴状その他の書面の上に一々書き載せる実際上の必要性が元々なかったという事情が存在したことも当然考えられる。これは、如何にも自明のようではあるが、十分考慮に値し、当然考え合わせるべき事由ではあろう。但し、そうした自明と思われる事由にしても、それだけが単独で作用したとは言い難く、実際には、恐らく前節で列挙した諸事由と複雑に融合して、複合的に作用していたと考えられる。では、「為向後傍輩」とか「為傍輩向後」などと一々訴状の上に書き認める必要性が元々なかったとは、どのような意味を持っていたのであろうか。

実は、室町時代以後にも、訴状の上での記載以外で、当時の記録などの資料の上に「為向後傍輩」とか「為傍輩向後」と記述していた事例がごく少数ながら見出されるのである。殊に大寺院における集会や評定の場においては、何らかの悪行を働いた悪行人や悪党人を罪科に処すとか、落書の実施により悪行人や悪党人を摘発するなどの、寺家側による悪行人や悪党人への検断権の発動に関連して、見懲らし文言が実際に言及される機会がかなりあった。場所柄から悪党である場合よりは悪僧である場合の方が多かったが、こうした事例は、当時書き残された記録類から明瞭に伺い知られる。

例えば、「神木動座度々大乱類聚」の明德四年（一三九三）二月二十二日条には、「二月廿二日、六方於観禅院蜂起、定有顯覺、処罪科、則所従宿所登大令破却了、寺僧之内、猛悪族、以嚴重之落書、令清撰其躰之处、定有非拠繁多之旨、及多通之間、為傍輩向後、則加重科、永削寺僧名帳畢、門跡進止、惣別之諸供等、悉以可被改易由、自六方進書状、寺門沙汰嚴重也」と記録されている。⁽⁴⁵⁾ この「寺門沙汰」に基づく刑事的処分の内容は、同日、六方衆が観禅院で蜂起して、定有を罪科に処し、その従者の住む家を破却したが、これは、嚴重に落書を行って寺僧の内の猛悪の族を選び出したところ、定有に道理に外れた振る舞いが多いと多数の落書で指弾していたからであり、「為傍輩向後」に、即時に定有に

重科を加え、寺僧の名簿からその名を削除して永久に除名したというものである。

また、前出の「長専五師記写」の応永九年三月十一日条を見ると、「十一日、学侶等於四恩院集会在之、谷坊事也、為傍輩向後可有其沙汰云々」と出ている。⁽⁴⁶⁾これは、前出の谷坊での悪党による乱入狼藉事件についての対応策を協議するための寺家の学侶等の集会の記録であるが、集会の結果、「為傍輩向後可有其沙汰」と決議したと記されている。

更に、東寺百合文書の中にある「廿一口方評定引付」の応永十二年八月二十七日の記載の部分を見ると、次のようになっている。⁽⁴⁷⁾

同廿七日、

一快舜法橋歎申小家事

先日以謬儀可出寺中之由存了、身僻事無是非者也、雖然以別儀被点置小屋可返給之由歎申之間、披露之処、以此小屋可返給之条、尤可然歟、但罪科辺不被行之者、為向後傍輩不可然哉、重静可有其沙汰之由評定了、

この日の廿一口方評定での議題は、快舜法橋が愁訴している小家のことであり、快舜法橋が「先日誤って寺を出なければならなくなっただけで、自分の思い違いからだったので是非もないが、差し押さえられた小屋を特別に返して頂きたい」と愁訴したので、この件を廿一口方評定で報告して評議した結果、「この小屋を快舜法橋に返し与えるのは、尤もしかるべきことだが、罪科の方は、これを行わないとすると、「為向後傍輩」に、しかるべきでなからう。重ねて慎重にその沙汰をすべきだ」と評定で決定したという内容である。この廿一口方評定では、寺家による快舜法橋への刑事的処分の執行の件に関して特に見懲らし文言を使用して述べている点に注目したい。

同じく「廿一口方評定引付」の応永十三年（一四〇六）六月二十六日の記載の部分を見ると、次のようになっている。⁽⁴⁸⁾

同廿六日、

一筑後房頼壽僧
都書侍歎申間事

彼法師先日同道主人、寺家可退出、就其今度四人不清浄落書事、身沙汰之様衆中可被思食之条歎入之間、可書進起請之由雖令申入、衆中退出之上者、中々不可然之由有御返事、隨而夏衆中同彼夏番成關分之処、彼法師返來申云、夏衆事不可有子細、披露之処、既被成關分之由承之条所歎入也、所詮彼落書事、猶可書起請、隨而夏衆事無相違者、可畏入之由申之間、披露之処、凡此法師公文職沙汰狼藉之上、今度落書等大略彼沙汰歟、旁為向後傍輩不可叶之由、堅可加下知之由、評定畢、

この日の廿一口方評定での議題は、筑後房の愁訴のことであり、今回落書を行った結果、四人が「不清浄」即ち黒だと判定されたことに関連して、夏衆の中でこの法師の夏番を關分とする処分をしたことについて、筑後房からは「何卒処分されないように願いたい」と愁訴して来ているが、この法師は、公文職の沙汰で狼藉をした上に、今度の落書で

は、大半がこの法師を黒と判定しているから、旁以て、「為向後傍輩」に、咎めなしで済ますことは叶わない旨堅く下知を加えることに評定で決定したという内容である。

以上のように、室町時代にも、主に悪僧の場合であるが、悪行人や悪党人により具体的な悪行が発生したり、落書によって悪行が摘発されたりする都度、当の悪行人や悪党人の処置や罪科について検断の沙汰をするために開催された寺家の集会や評定の場においては、寺家側の悪僧検断権の行使を担う寺家の集会や評定への出席者達が「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と実際に見懲らし文言を述べる機会は決して皆無ではなく、実際に見懲らし文言が言及される機会は間間存在したことが明らかなのである。

更に、「寺門事条々聞書」の応永二十一年（一四一四）十月十七日の条には、管領細川満元が興福寺別当僧正に発給した次のような御教書が全文掲載されている。⁽⁴⁹⁾

当時学侶交名内二人良英、不参洛事、於良英者、若宮祭礼田楽頭役勤仕云々、以後日可令上洛之旨、可被相触、至清胤者、云御下知違背、云悪行張本、其咎依難遁、令遁避者歟、此上者、永削寺僧之称号、為向後傍輩召捕其身、可進京都、万一有存緩急之輩者、可為同罪、可存知旨、可令下知官符衆徒并国民等給之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永廿一年十月十五日

沙弥判

興福寺別当僧正御房

この御教書の本文の内容は、現在学侶で交名に載っている内の二人が参洛していないことについて、その二人の内の良英は、若宮の祭礼の田楽の頭役を勤仕している由だから、後日上洛せよと命じることにするが、清胤に至っては、御下知に違背したり、悪行の張本であったりなどの咎を遁れ難くて逃げ隠れしているに相違ないから、かくなる上は、寺僧の称号を永久に削除し、「為向後傍輩」に、その身柄を召し捕らえて拘束し、京都に送致することにせよ。万一、官符の衆徒並びに国民等の内にこれを怠るような者がいたら、同罪とせよ。存知すべき旨を官符の衆徒並びに国民等に下知するよう仰せ下されるべきである云々というものである。この御教書を見ると、ここで「為向後傍輩」と表されている見懲らし文言は、悪行の張本である清胤の身柄を官符の衆徒並びに国民等の実力行使で拘束し、その身柄を京都の室町幕府へ送致するという室町幕府側による悪党検断権の発動の目的を直接に表示すると同時に、現実に発動される室町幕府側による悪党検断権の行使を正当化し、根拠付ける機能しか果たしておらず、最早前代以来の訴状の上での用法の延長上には位置付け難くなっていることが容易に看取されよう。では、ここまで大きな変化を遂げた見懲らし文言の用法をどう理解すべきことになるのであろうか。

そもそも、「為向後傍輩」とか「為傍輩向後」などと述べることは、何らかの悪行を働いた当の悪行人や悪党人に対してしかるべき罪科を科して処罰を加える場合に、その処罰を現実に執行する主要な目的をその罪科の持つ一般予防目的として公に示すための言明のあり方としては、考え得る限り一番直截で、一番簡潔明瞭な部類に属する言明と言って差

し支えないであろう。中世において、実際に極めて直截で簡潔明瞭な特徴を持った一定の言語表現形式を言明することを通じて、罪科の持つ一般予防目的を公示する必要性に迫られたのは、何らかの悪行を働いた当の悪行人や悪党人に対してしかるべき罪科を科して処罰を加える科刑主体に他ならなかったと考えられる。中世日本における科刑主体とは、検断権を掌握し、実際に罪科を司っていた当時の武家や公家や寺社本所などの検断機関に属した検断権者に他なるまい。この検断権には、当然悪党検断権を含み込んでいた。武家であれ、公家であれ、寺家であれ、はたまた社家であれ、当時の検断機関に属した検断権者にとっては、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と極めて簡潔明瞭に表現される見懲らし文言を言明することを通じて、当の悪行人や悪党人に対して科せられるべき罪科の持つ一般予防目的を端的に表明し、公示することは、同時に、当の悪行人や悪党人に対して検断機関が発動する検断権の明確な根拠付けの役割も果たし、ひいては、当の悪行人や悪党人に科せられる罪科の具体的な科刑のあり方を明確に理由付ける根拠としても、十二分に機能を発揮し得る一定の言語表現形式になっていたと考えられる。

ところが、それに対して、訴状を作成して当時の最上級権力であった公武両権力などに提出して検断沙汰を提起する主体となった中世の訴人の立場から見ると、前節で言及したように、確かに訴人は、訴状の上に現に濫妨や狼藉などの悪行を働いている当の悪行人や悪党人に対して速やかに罪科を科して処罰することを請求する旨書き連ねる現実の止み難い必要性に迫られていた。しかし、訴人が検断沙汰を提起するに当たって、現実の止み難い必要性に迫られたのはそこまでで、その際、その上更に、訴人が訴状の上に「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と記載することによって、具体的な事案に対応する罪科の当面の処罰目的を超えた一般予防目的を明らかにする必要性にまで迫られるなどということは、元来全くなかったと考えられる。増して、一般予防目的を訴状の上に逐一明らかにするよう外部から強制されることなどは、およそ全くなかったと思われる。恐らく前代末期を通じて、訴人が具体的な事案に対応する罪科の当面の処罰目的を超えた一般予防目的を訴状の上に逐一記載しなければならない現実の必要性や実益などは全く存在しないということが、次第次第に広く一般の社会の人々の間に知れ渡って行き、それが時人の共通認識として中世社会全体に広がり、中世中期頃には、社会共通の了解事項として中世社会に定着して行ったのではないかと思われる。もし実際に私見の如くだったとすれば、中世の訴人としては、自ら作成する訴状の上で事案の性質に対応した具体的な罪科の当面の処罰目的だけを具体的に特定して記載しさえすれば、差し当たりそれだけで十分事足りるようになって行くのは、ごく自然の勢いであろう。すると、当然の結果として、具体的な罪科の当面の処罰目的を超えた一般予防目的を明示するための見懲らし文言を逐一訴状の上に記載する必要性などは、あらかた消失してしまうことになる。

そう考えると、前述のように、中世中期には、単に室町幕府一守護側の現実主義的思考

重視の姿勢が際立って来ただけでなく、訴状を作成する主体である寺社本所を中心とする訴人を含み込んだ中世社会全体の傾向として、現実主義的な思考にますます傾斜して踏み込んで行ったと想像されて来るが、室町時代の社会では殊に顕著になった実利本位の風潮と現実主義的な思考様式がここにも顔を覗かせていると言えるのではないかと思う。

一方、それに対して、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と見懲らし文言を簡潔に言明することを通じて、具体的な事案に対応する罪科の当面の科刑目的を超えた一般予防目的を公示するということは、端的に言えば、中世の検断機関に属する検断権者が悪行人や悪党人に対してしかるべき罪科の宣告を行う段階で、当の悪行人や悪党人に対して特定の罪科を科するその目的が究極的には一般予防目的であることを疑いを容れる余地がない程明瞭に示すという非常に大きな実質的效果を持つが、それと同時に、中世の検断権者が個別事案の悪行人や悪党人に対して職権を行使し、強力な悪党検断権を発動する根拠付けにもなり、ひいては、当の悪行人や悪党人に処罰を加える科刑の理由付けにもなるという、文字通り表裏一体となった極めて重要な機能を果たしていたと考えられる。こうして、武家や公家や寺社本所などの中世の検断機関に属する検断権者が「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と簡潔明瞭に言明することを通じて、罪科の一般予防目的を公示することは、同時に、検断権者が実際に検断権を発動し、科刑を行う根拠付けにも十二分になり得たから、総じて中世の検断手続においては、検断権者が簡潔明瞭な見懲らし文言を言明することが必須不可欠となっていたと考えられる。結局、中世の検断権者が検断手続上見懲らし文言を言明することは、罪科の一般予防目的を公示すると同時に、検断権者による検断権の発動を根拠付ける重要な機能を帯びていたと考えられるが、見懲らし文言という一定の簡潔明瞭な言語表現形式の持つこうした重要な機能こそは、恐らくは見懲らし文言発祥以来の本源的で本来的な機能に他ならなかったのではあるまいか。

以上の考察から、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と表現される見懲らし文言は、中世中期に至って、罪科請求文言と対を成して訴状上に記載される定型的表現形式の如き旧来の存在形態を取り続ける必要性が殆ど消失し、それに代わって、恐らくはそれこそが見懲らし文言発祥以来の本源的で本来的な機能に他ならなかったと思われるが、中世の検断機関に属する検断権者が検断手続上罪科の究極的な目的である一般予防目的を公示すると共に、実際の検断権の発動を理由付ける必要から、その言明を必須不可欠とする特定の言語表現形式の特色を前面に出すようになり、その言語表現形式としての機能を大きく改めて行ったと考えられる。むしろ、見懲らし文言は、中世中期に至って、その機能範囲を大きく改めたと言った方が適切かもしれない。中世中期に至ると、見懲らし文言を訴状の上に逐一記載する実際上の必要性も実益も元来存在しないことが広く一般の中世社会に限らず知れ渡るようになり、前代末期までは見懲らし文言が確かに持っていた訴状の上での定型的記載様式としての役割が殆ど消失し、以後、見懲らし文言は、中世の検断権者によ

る罪科の目的を端的に示すために必要不可欠となる一般予防目的の公示機能及び検断権者による検断権の発動と具体的な科刑の根拠付け機能という表裏一体化した機能だけに機能範囲を縮小限定して行き、その結果、見懲らし文言は、本源的かつ本来的と思われるその種の狭い範囲内の特定の言語表現機能だけを残し留めるようになったと考えられる。

V 終わりに

以上、小稿では、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と定型的に表現される見懲らし文言を主題に取り上げ、南北朝内乱期以後の中世中期に至ると、この見懲らし文言が訴状その他の書面の上に殆ど記載されなくなっていくことを指摘し、そうなった理由について若干の考察を試みて見た。考えられる原因として、①鎌倉時代末期以来顕著になっていた見懲らし文言の訴状記載による見懲らし効果の大幅な減退、②訴状の基本的性格殊に請求内容に認められる著しい現実主義化の傾向、③中世中期当時の文書資料上に残された悪党所見の激減傾向との相関性、④中世中期を通じての傍輩の信頼性の一層の低下による見懲らしの意義の減衰などの諸事由を列挙したが、何れも決定的要因とは見做し難く、実際には、恐らくそれらの諸事由が融合し、複合的に作用していたと考えられる。また、それらの事由の他に、⑤見懲らし文言を訴状の上に記載せねばならない実際上の必要性が元来欠如していたという、最も単純で自明とも思われるもう一つの事由についても、節を改めて検討を加えた。具体的な罪科の究極的な一般予防目的を簡潔明瞭な形で端的に表現し、それを公示する機能を持つ見懲らし文言を逐一訴状の上に記載しなければならない必要性は元来全く存しなかったと考えられ、中世前期の末期から中世中期にかけて、この殆ど自明の理が広く中世社会の全般に社会共通の了解事項として隈なく行き渡った結果、現実に見懲らし文言の活用され得る余地は大いに狭められて行き、結局、検断手続上罪科の一般予防目的を簡潔明瞭に表現し、それを公示する特定の言語表現形式としての機能及び検断権者による検断権の発動の根拠付けの機能という表裏一体化した機能を果たす現実の必要性を生じる場面だけに実際の活用場が限定されるに至ったと考えられる。この最も単純で自明と思われる事由が見懲らし文言の訴状記載の衰退の最有力の原因を成していたと考えられるが、勿論この原因だけが単独で働くことはなかったと思われる。

最後に些か結論めいたことを一言して小稿を締め括るとすれば、再三繰り返した通り、中世中期に至ると、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と表現される見懲らし文言の訴状の上での用法がほぼ完全に消失したのは疑いが無いが、さりとて、その明白な事実から直ちに、中世中期には、見懲らし文言がその機能を完全に喪失し、遂に消滅するに至ったとする一見尤もな結論を導き出せる訳では恐らくなかったと言うことになるのである。

注

- (1) 拙稿「鎌倉末期以降における「傍輩」の見懲らしについて」(共栄学園短期大学研究紀要第23号所収、2007、127～152頁)。
- (2) 注(1)所引の拙稿の第Ⅱ節〈鎌倉末期(十四世紀段階)の「傍輩」及び「為向後傍輩」・「為傍輩向後」〉及び第Ⅲ節〈「向後」・「傍輩」の「懲粛」〉、129～145頁を参照。
- (3) 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編『大日本史料一第六編之六一』(東京帝国大学)、1907・3・16、319～321頁の〔東大寺文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (4) 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編『大日本史料一第六編之六一』(東京帝国大学)、1907・3・16、1057～1059頁の〔東寺百合文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (5) 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編『大日本史料一第六編之七一』(東京帝国大学)、1908・6・12、124～126頁の〔深堀記録證文〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (6) 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編『大日本史料一第六編之七一』(東京帝国大学)、1908・6・12、586頁の〔大友文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (7) 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編『大日本史料一第六編之七一』(東京帝国大学)、1908・6・12、732～734頁の〔東大寺文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (8) 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編『大日本史料一第六編之七一』(東京帝国大学)、1908・6・12、734頁の〔東大寺文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (9) 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編『大日本史料一第六編之十六一』(東京帝国大学)、1918・10・22、702・703頁の〔法金剛院文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (10) 東京帝国大学文学部史料編纂掛編『大日本史料一第六編之十七一』(東京帝国大学)、1920・3・31、34・35頁の〔東寺百合文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。なお、『大日本史料』同編の83・84頁には、殆ど全く同文の文書が同じく〔東寺百合文書〕として繰り返し掲載されている。
- (11) 東京帝国大学文学部史料編纂掛編『大日本史料一第六編之二十一』(東京帝国大学)、1923・2・12、199・200頁の〔徴古文府〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (12) 東京帝国大学文学部史料編纂掛編『大日本史料一第六編之二十一』(東京帝国大学)、1923・2・12、588・589頁の〔菅浦文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (13) 東京帝国大学文学部史料編纂掛編『大日本史料一第六編之二十一』(東京帝国大学)、1924・11・30、427・428頁の〔菅浦文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (14) 東京帝国大学文学部史料編纂掛編『大日本史料一第六編之二十二一』(東京帝国大学)、1926・3・31、879・880頁の〔東寺百合文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (15) 東京帝国大学文学部史料編纂掛編『大日本史料一第六編之二十二一』(東京帝国大学)、1926・3・31、881・882頁の〔東寺百合文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (16) 東京帝国大学文学部史料編纂所編『大日本史料一第六編之二十五一』(東京帝国大学)、1931・2・16、415～418頁の〔東寺百合文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。

- (17) 東京帝国大学文学部史料編纂所編『大日本史料—第六編之二十六—』(東京帝国大学)、1933・7・6、489・490頁の[東寺執行日記]。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (18) 東京大学史料編纂所編『大日本史料—第六編之三十八—』(東京大学)、1980・3・31、102頁の[二見郷文書]。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (19) 注(1)所引の拙稿の注(65)に掲げた『康富記』嘉吉三年十二月九日条の資料。
- (20) 東京大学史料編纂所編『大日本史料—第七編之十一—』(東京大学)、1952・12・20、69頁の[勝尾寺文書]。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (21) 東京大学史料編纂所編『大日本史料—第七編之二十四—』(東京大学)、1984・3・31、192～194頁の[醍醐寺文書]。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (22) 注(1)所引の拙稿の第Ⅲ節〈「向後」・「傍輩」の「懲粛」〉の中の特に142～144頁。
- (23) 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編『大日本史料—第六編之十三—』(東京帝国大学)、1914・3・30、766・767頁の[東寺百合文書]。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (24) 注(10)所引の観応三年九月の言上状の作成主体の東寺の雑掌の光信。
- (25) 東京帝国大学文学部史料編纂掛編『大日本史料—第六編之二十一—』(東京帝国大学)、1923・2・12、639・640頁の[東寺百合文書]。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (26) 注(9)所引の観応三年七月の言上状の事例に見られる。
- (27) 注(10)所引の観応三年九月の言上状の事例に見られる。
- (28) 注(13)所引の延文二年九月の言上状の事例に見られる。
- (29) 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編『大日本史料—第六編之十五—』(東京帝国大学)、1917・3・30、592・593頁の[東寺百合文書]。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (30) 注(1)所引の拙稿の第Ⅳ節〈南北朝期以降の「向後傍輩」及び「向後傍輩之誠」〉の末尾の147頁で言及した。
- (31) 今谷明『室町の王権—中公新書978』(中央公論社)、1990・7・25。
- (32) 東京帝国大学文学部史料編纂掛編『大日本史料—第七編之一—』(東京帝国大学)、1927・12・8、844頁の[高野山文書]。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (33) 東京帝国大学文学部史料編纂所編『大日本史料—第七編之三—』(東京帝国大学)、1930・12・8、550・551頁の[京都御所東山御文庫記録]。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (34) 東京帝国大学文学部史料編纂所編『大日本史料—第七編之五—』(東京帝国大学)、1934・1・20、78～82頁の2点の[勝尾寺文書]。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (35) 東京帝国大学文学部史料編纂所編『大日本史料—第七編之五—』(東京帝国大学)、1934・1・20、874頁の[長専五師記写]の同日条。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (36) 東京帝国大学文学部史料編纂所編『大日本史料—第七編之七—』(東京帝国大学)、1937・3・30、333頁の[東寺百合文書]。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (37) 東京帝国大学文学部史料編纂所編『大日本史料—第七編之七—』(東京帝国大学)、1937・3・30、333頁の[東寺百合文書]。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。

- (38) 東京大学史料編纂所編『大日本史料一第七編之十七一』(東京大学)、1960・3・31、216・217頁の〔東大寺文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (39) 東京大学史料編纂所編『大日本史料一第七編之十七一』(東京大学)、1960・3・31、217・218頁の〔東大寺文書〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (40) 東京大学史料編纂所編『大日本史料一第七編之十九一』(東京大学)、1967・3・30、78・79頁の〔東院毎日雑々記〕の同日条。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (41) 東京大学史料編纂所編『大日本史料一第七編之十九一』(東京大学)、1967・3・30、79頁の〔東院毎日雑々記〕の同日条。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (42) 東京大学史料編纂所編『大日本史料一第七編之二十二一』(東京大学)、1978・3・31、247頁の〔寺門事条々聞書〕の同日条。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (43) 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編『大日本史料一第六編之十一一』(東京帝国大学)、1912・3・30、272頁の〔斑鳩嘉元記〕の同日条。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (44) 山田俊雄・入矢義高・早苗憲生校注『庭訓往来 句双紙一新日本古典文学大系52』(岩波書店)、1996・5・28、48頁。但し、引用に当たっては、適宜体裁を変更した。
- (45) 東京帝国大学文学部史料編纂掛編『大日本史料一第七編之一一』(東京帝国大学)、1927・12・8、257頁の〔神木動座度々大乱類聚〕の同日条。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (46) 東京帝国大学文学部史料編纂所編『大日本史料一第七編之五一』(東京帝国大学)、1934・1・20、875頁の〔長専五師記写〕の同日条。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (47) 東京帝国大学文学部史料編纂所編『大日本史料一第七編之七一』(東京帝国大学)、1937・3・30、623・624頁の〔東寺百合文書〕の中の「廿一口方評定引付」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (48) 東京帝国大学文学部史料編纂所編『大日本史料一第七編之八一』(東京帝国大学)、1940・1・31、412頁の〔廿一口方評定引付〕。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (49) 東京大学史料編纂所編『大日本史料一第七編之二十一』(東京大学)、1969・3・31、393・394頁の〔寺門事条々聞書〕の同日条所引の御教書。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。